

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 引当金の計上基準

賞与引当金・従業員賞与の支給に充てるため、期末直前支給額を基準とした見積額を計上している。

2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。